



周南市内に空き家をお持ちの方へ

ご家族やご親族と、空き家の今後について話し合っていますか？今は問題になっていなくても、いずれは相続人が解決しないといけなくなりますので、早目に話し合っておきましょう。

～法改正に伴う大事なお知らせ～

空家等対策の推進に関する特別措置法

- **空き家所有者の責務が強化**
- **管理不全空家等への指定**
市から勧告を受けた場合、住宅用地の特例による**固定資産税の軽減措置**がなくなります。
※「周南市空家等の適切な管理に関する条例」が令和6年4月1日に改正されました。

不動産登記法

- **相続登記が令和6年4月1日より義務化**
- **令和6年4月1日以前に取得した不動産についても、義務化の対象**
★**相続手続きのご相談は、専門家(司法書士・弁護士)へ**
※詳しくは、法務省のホームページまで



① 空き家の管理方法

適切な管理

- ・定期的な建物の状態確認やメンテナンス
- ・速やかな相続手続き
- ・近隣の方と連絡先を共有(←問題が起きた際に、迅速に対応できるように)



市のサービスの活用

- ・空き家の所有者を対象に、専門家による**空き家無料相談会**を開催予定(8月頃)
- ・**空き家の見守りサービス**をふるさと納税の返礼品として登録



市 危険空き家解体事業補助金(住宅課) … 周囲に危険を及ぼす 空き家の解体

- **募集** / 令和6年5月頃に募集開始の予定
- **対象** / **危険な空き家の所有者等**(個人)
- **金額** / 補助対象事業費の50%までで、最大50万円
- **件数** / 先着10件程度(予算の範囲内)
- **条件** / 事前に、現地立会調査を申し込んで頂く必要があります。

市のホームページや
広報に掲載



※補助金には様々な条件がありますので、事前にご相談ください。

周南市 空き家解体 補助金

検索

※空き家を放置し、他人の生命や身体、財産に被害を与えた場合は、所有者等の責任として、損害賠償を問われることもあります(民法第717条)。

② 空き家の利活用

市 空き家情報バンク(住宅課) … 空き家の売買や賃借を目的とした情報発信によるマッチング制度

- STEP ①** 空き家を登録し、ホームページにて情報発信
- STEP ②** 利用登録された空き家の利用希望者に、物件情報を提供
- STEP ③** 市を通じて連絡先を交換=マッチング
- STEP ④** 当事者間による交渉
(※市は、物件の仲介や斡旋、交渉などを行っていません。)



周南市 空き家情報バンク

検索

市 空き家リフォーム事業補助金(住宅課) … 居住を目的に購入された空き家の改修

- 募集/令和6年5月頃に募集開始の予定
- 対象/築20年以上の空き家を1年以内に購入された方
- 金額/補助対象事業費の50%までで、最大50万円
(子育て世帯は最大100万円)
- 件数/先着10件程度(予算の範囲内)

※補助金には様々な条件がありますので、事前にご相談ください。

市のホームページや
広報に掲載



周南市 空き家リフォーム 補助金

市 国 固定資産税・所得税の減税制度(課税課・税務署)

耐震化やバリアフリー化のリフォームを行う際の優遇制度

住宅リフォーム推進協議会 減税制度

国 空き家の発生を抑制するための特例措置(国土交通省・国税庁)

要件を満たす空き家の譲渡所得から、最大3,000万円控除

国土交通省 3000万円控除

民 売却・賃貸相談(民間)



一般社団法人山口県宅建協会周南支部など、民間事業者様へご相談

山口県宅建協会周南支部



地震に強い住まいのために(耐震事業)

あなたの家は地震が来ても大丈夫ですか?山口県においても大きな地震が発生する可能性があります。大切な家族や財産を守るため、住宅の耐震化や防災対策について考えてみませんか?

耐震診断・耐震改修の支援制度

◆対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅

耐震診断

無料で耐震診断員を派遣します。

耐震改修

耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

補助限度額: 100万円
(補助対象事業費の80%が上限)

ブロック塀等の除去工事費の補助制度

◆対象となるブロック塀等

周南市立小、中学校が定めた通学路に面したブロック塀等

除去工事・建替え工事

リニューアル

〔ブロック塀等の除去 軽量フェンス等への建替え〕 工事に要する費用の一部を補助します。

補助限度額: 20万円(補助対象事業費の3分の2が上限)

※補助金は契約前に申請が必要ですので事前にお問い合わせください。

お問い合わせ

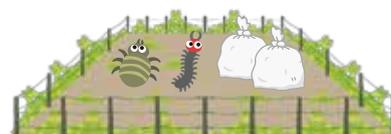
周南市 住宅課(本庁2階)
周南市岐山通1-1

HP:<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/36/>
TEL:(0834)22-8385

空き地の適正管理をお願いします

空き地は適正に管理しなければ、雑草の繁茂や、立木の枝の越境、虫の発生、ごみの不法投棄の誘発など、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。

土地の所有者・使用者は、土地を適正に管理する責務があります。除草や伐採、ごみの清掃など定期的な管理をお願いします。



お問い合わせ

周南市 環境政策課 生活衛生担当(本庁2階)
周南市岐山通1-1

TEL:(0834)22-8322